

平成13年度 札幌医科大学後援会事業計画（案）

事業名	事業内容	備考																								
1 総会の開催	平成12年度一般会計・特別会計決算審議及び平成13年度一般会計・特別会計予算審議 役員の改選についての審議	13. 4. 9 開催																								
2 理事会の開催	平成13年度一般会計・特別会計決算及び平成14年度一般会計・特別会計予算（案）等総会に付議する案件についての審議	年 2 回																								
3 保護者への情報提供事業の実施	・後援会ホームページの開設 ・（仮称）後援会ニュースの発行（年 2 回）	9 月、2 月予定																								
4 学生用図書の購入	学生用図書として、医学・保健医療学の専門書を購入整備																									
5 新入生オリエンテーションの開催	<table><tr><td>参加人員</td><td>学生</td><td>教員</td><td>同窓会員</td><td>職員</td><td>合計</td></tr><tr><td>医 学 部</td><td>100</td><td>25</td><td>8</td><td>5</td><td>138</td></tr><tr><td>保健医療学部</td><td>90</td><td>20</td><td>2</td><td>5</td><td>117</td></tr><tr><td>計</td><td>190</td><td>45</td><td>10</td><td>10</td><td>255</td></tr></table>	参加人員	学生	教員	同窓会員	職員	合計	医 学 部	100	25	8	5	138	保健医療学部	90	20	2	5	117	計	190	45	10	10	255	13. 4. 13開催 ホテル・ポールスター 札幌
参加人員	学生	教員	同窓会員	職員	合計																					
医 学 部	100	25	8	5	138																					
保健医療学部	90	20	2	5	117																					
計	190	45	10	10	255																					
6 各種事業の助成 (1) 学生厚生費等助成 (2) 学生実習費助成 (3) 学生傷害保険の保険料助成 (4) 国家試験対策費用の助成 (5) 献体収集経費の助成 (6) 学生外国派遣助成 (7) 記念ホール募金事業への助成	学生が開催する各種行事並びにサークル活動に対する経費を助成 大 学 祭（13. 6. 21～25） 体 育 祭（13. 10. 11～13） 文化芸術祭（13. 12. 13～14） （サークル数） 文化系サークル 13 体育系サークル 28 同好会 3 学生の実習経費の一部を助成 新入生に対する学生保険及び通学保険を助成 医学部 6 年生及び保健医療学部 4 年生に国家試験対策費用を助成 白菊会を通じ献体収集経費を助成 カルガリー大学臨床研修、アルバータ大学語学研修への学生派遣経費の一部を助成 「（仮称）50周年記念ホール」建設のための募金事業に要する事業経費等の一部を記念事業会へ助成																									

平成13年度 札幌医科大学後援会
一般会計収支予算書（案）

（収 入）

（単位：円）

科 目	目 節	予 算 額	前年度予算額	比 較 増 減	摘 要
会 費	会 費	29,000,000	29,000,000	0	医学部 100人 保健医療学部 90人
雑 収 入	雑 収 入	20,000	20,000	0	預金利息
繰 越 金	繰 越 金	4,268,430	3,558,282	710,148	前年度繰越金
合 計	合 計	33,288,430	32,578,282	710,148	

（支 出）

（単位：円）

科 目	目 節	予 算 額	前年度予算額	比 較 増 減	摘 要
事 務 費		1,580,000	930,000	650,000	
	消 耗 品 費	150,000	150,000	0	事務用消耗品
	通 信 運 搬 費	450,000	300,000	150,000	後援会ニュース発送等
	印 刷 製 本 費	600,000	400,000	200,000	後援会ニュース印刷等
	使用料及び賃借料	80,000	80,000	0	会場等の借上
	委 託 料	300,000	0	300,000	H P開設及びデータ入力
会 議 費	会 議 費	500,000	500,000	0	総会・理事会
医 大 協 力 費		28,200,000	29,550,000	－1,350,000	
	学 生 厚 生 費	13,800,000	13,800,000	0	部活動等の助成
	学 生 実 習 費	1,200,000	1,000,000	200,000	学生実習経費助成
	オリエンテーション経費	1,600,000	1,900,000	－300,000	新入生オリエンテーション開催費
	図 書 整 備 費	1,000,000	1,000,000	0	図書・雑誌の購入助成
	入学及び卒業慶祝費	700,000	700,000	0	写真代・謝恩会助成
	運 営 協 力 費	1,700,000	1,700,000	0	学生外国派遣引率教員旅費等
	地区別懇談会費	0	1,000,000	－1,000,000	父母との懇談会開催経費
	国家試験対策費	2,300,000	1,000,000	1,300,000	関係情報収集及びコピー機レンタル
	学生教育、研究災害傷害保険	1,000,000	1,000,000	0	新入生に係る保険料助成
	献 体 収 集 費	500,000	500,000	0	献体収集経費
	学生外国派遣費	2,900,000	2,650,000	250,000	学生外国派遣経費助成
	記念ホール募金事業助成費	1,500,000	3,000,000	－1,500,000	記念事業への事業経費への助成
	大学祭50周年記念事業参画費	0	300,000	－300,000	
雑 費	雑 費	150,000	150,000	0	
繰 出 金	特別会計繰出金	1,000,000	1,000,000	0	特別会計積立
予 備 費	予 備 費	1,858,430	448,282	1,410,148	
合 計	合 計	33,288,430	32,578,282	710,148	

札幌医科大学後援会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、札幌医科大学後援会と称する。

(目的)

第2条 本会は、札幌医科大学（以下「大学」という。）の教育事業を後援し、その発展に協力することを目的とする。

(事務所)

第3条 本会の事務所を大学事務局学務課内に置く。

第2章 事 業

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 大学の教育活動に対する協力
- (2) 大学の教育研究及び施設の整備に対する協力
- (3) 学生の福利厚生並びに課外活動等に対する協力
- (4) その他本会の目的達成上必要と認める事業

第3章 組 織

(会員)

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正 会 員 大学の在学生の連帯保証人
- (2) 賛助会員
 - ア 大学の卒業生の父母等で賛助会費を納入した者
 - イ 本会の目的に賛助する者であって賛助会費相当額以上の寄附金を納入した者

第4章 役員、顧問及び参与

(役員の種類、員数及び選出)

第6条 本会に会長1人、副会長3人、監事2人及び理事19人以内を置き、会員の中から総会において選出する。

ただし、理事のうち9人以内は、大学の次の職員に委嘱する。

- (1) 学部長（2名）
- (2) 附属病院長（1名）
- (3) 学生部長（1名）
- (4) 事務局長（1名）
- (5) 副学部長（4名）

(役員の職務)

第7条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、あらかじめ会長の定める順序によりその職務を代理し、

かつ、理事会に出席して議決に加わる。

3 理事は、理事会を構成して総会から委任された事項を審議決定するとともに、総会に提出する事項等重要事項を審議し、かつ、会務の企画及び執行をつかさどる。

4 監事は、会計を監査し、かつ、理事会に出席して意見を述べることができる。

(役員任期)

第8条 総会において選出された役員の任期は、1年とする。ただし再任は妨げない。

2 役員は、任期が満了した場合においても、次期役員が選任されるまでは前項の規定にかかわらず引き続きその職務を行うものとする。

(顧問及び参与)

第9条 本会に、顧問及び参与を置く。

2 顧問は、次の人を推薦する。ただし、第2号の顧問の推薦については、会長は、総会の同意を得るものとする。

(1) 大学長 (2) 本会に功勞のあった人

3 参与は、本会の運営上必要な場合、会長が委嘱する。

第5章 会 議

(会議の種類)

第10条 会議は、総会及び理事会とする。

(総会)

第11条 総会は定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、毎年4月に開催し、役員の選任、予算、決算及び会則の改正、その他重要事項を審議する。

3 臨時総会は、会長が特に必要と認めたとき、理事会の議決に基づき開催する。

(理事会)

第12条 理事会は、会長が必要と認めたとき開催する。

(会議の招集)

第13条 会議は、会長が招集する。

(会議の成立)

第14条 会議は、総会にあっては正会員の3分の1以上、理事会にあっては構成員の過半数の出席により成立する。ただし、総会にあっては、正会員は、委任状を提出して出席にかえることができる。

(会議の議長)

第15条 会議の議長には、会長が当たる。

(議決)

第16条 議事は、出席した構成員の過半数をもって決する。

2 可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第 6 章 会 計

(経費)

第17条 本会の運営に必要な経費は、会費、寄付金、預金利子及びその他の収入をもって充てる。

(会費)

第18条 正会員の会費は、医学部学生 1 人につき20万円、保健医療学部学生 1 人につき10万円、並びに保健医療学部編入学生 5 万円とし、子弟等が入学の際、全額納入するものとする。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月31日に終る。

第 7 章 支 部

(支部及び支部長)

第20条 会員の協議により地区を定め、支部を置くことができる。

- 2 支部を設置するとき、その地区内における会員の過半数の同意を得るものとする。
- 3 支部長は、支部の推薦に基づき会長が委嘱する。

第 8 章 庶 務

(庶務)

第21条 本会の事務を処理するため、幹事及び書記若干を置き、大学職員のうちから会長が委嘱する。

- 2 幹事及び書記は、会長の命をうけ会務を処理する。

附 則

(省 略)

この会則は、平成 5 年 4 月 1 日から実施する。(後援会会則の一部改正に伴う経過措置)

- 1 第 6 条により選出する理事のうち、保健医療学部入学者の連帯保証人からの選出は、平成 5 年度 1 名とし以後平成 8 年度まで順次 1 名ずつ増加させるものとする。
- 2 現在就任中の理事は、子弟が卒業するまでの間その任に従事する。

附 則

- 1 この会則は、平成 9 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 平成 9 年度保健医療学部編入学生から適用する。

附 則

この会則は、平成12年 4 月 1 日から実施する。